

山梨県公報

第千九百五十号

平成二十一年

五月二十五日

月 曜 日

目次

道路の区域変更(二件).....	二七一
道路の供用開始(二件).....	二七一
収入証紙売りさばき人からの廃止の届出.....	二七二
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	二七二
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件).....	二七二
基本測量の実施.....	二七五
開発行為に関する工事の完了について.....	二七五
その他	
落札者等の決定について.....	二七五

告 示

山梨県告示第百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年六月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐芦安線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市徳永字押出八三番の二五地先から 南アルプス市野牛島字居村一八八二番の一 九地先まで	一一・三丁 四四・二〇	七・八〇 九・四〇	六六〇・〇	六六〇・〇

山梨県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年六月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇 五〇・〇	七・〇 五〇・〇	一〇〇〇・〇	一一八三・〇

山梨県告示第百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所

所において、この告示の日から平成二十一年六月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四二一号	笛吹市石和町川中島字宮ノ東 笛吹市石和町川中島字宮ノ東 吹川右岸堤防敷地先まで	二七〇・〇	平成二十一年五月二十五日

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年六月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	台ヶ原長坂線	北杜市白州町台ヶ原字屋敷二二七七番の一地先から 北杜市白州町台ヶ原字中台三三一〇番の二九地先まで	一一三三・二	平成二十一年五月二十五日

山梨県告示第七十二号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住所	氏名	廃止年月日
大月市大月町花咲一六六九番地九	大月市大月町花咲一六六九番地九	社団法人山梨県建設業協会 大月支部	平成二十一年五月三十一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十一年五月十一日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人山梨自然体験支援センター
 - 代表者の氏名 高山弘
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立四千七百五十六番地七
 - 定款に記載された目的
この法人は、青少年及び一般に対して、自然体験活動に関する事業を行い、山梨における自然体験活動の普及及び振興に寄与することを目的とする。
 - 縦覧期間 平成二十一年五月十四日から同年七月十三日まで
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成二十一年五月二十五日
- 山梨県知事 横内正明
- 処分をした年月日 平成二十一年四月十二日
 - 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 商号 市川工務店

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町中尾六百五十四番地四
- 3 代表者の氏名 市川功
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二四三七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 オプトホーム株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条百一番地一
 - 3 代表者の氏名 小池温子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八七九二号
 - 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 源生電気工事
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市田原二丁目十三番二号
 - 3 代表者の氏名 源生光邦
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二六五四号

- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三和建材株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市笹子町黒野田八百三十二番地
 - 3 代表者の氏名 天野一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八九四五号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 成勇建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市秋山九千三十六番地
 - 3 代表者の氏名 志村享洋
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一九)第一一三三号
 - 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社東建
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原五千九百六十三番地
 - 3 代表者の氏名 高橋式子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九六三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 丹澤建設工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門二千七百九十番地
 - 3 代表者の氏名 丹澤淳人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第九九三三号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中央コンクリート工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下今諏訪千四百七十九番地四
 - 3 代表者の氏名 宮崎秀樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第九一六六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中込興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市在家塚七百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 中込政人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第二七三九号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社井出工業

2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千九百八番地一

3 代表者の氏名 井出弘

三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第二七五四号

四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十一年五月一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量

二 作業期間 平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで

三 作業地域 山梨県内全域

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年五月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

笛吹市石和町広瀬一―九五の五四及び一三七四の六七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門三丁目一八番六号三百十三 SC58株式会社 代表取締役 氏家 顕太郎

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年五月二十五日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 随意契約に係る物品の名称及び数量

セラザイム注二〇〇単位 四百バイアル(予定数量)

二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番三号

五 随意契約に係る契約金額

一バイアルあたり 十五万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

その他

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番